

# 伊豆山地区における復興まちづくりについて

熱海市まちづくり課

## 1. 復興まちづくり事業の進め方

被災後	事業実施時	復興後
<p>赤、ピンクの箇所が全壊、半壊等で建替えが必要な建物です。緑色は修繕可能な建物です。 外側の黒いひし形の枠が、災害対策基本法63条で立入り規制されているエリアです。</p>	<p>建替えや宅地（地面・石積など）の復旧が必要な土地を基本に、事業区域を設定します（黄色線）。 復旧が必要な範囲の土地を市が買収し、公共施設や宅地の整備を行います。 緑色の建物は立入り規制が解除され、ライフラインや道路が復旧すれば、事業途中でも戻れる方がいます。</p>	<p>区画が整理された宅地が再分譲され、帰還する方はその土地に住宅を再建します。 余剰地を利用して、集会場や緑地などを整備します。 希望があれば、被災者向け市営住宅を建設します。</p>
<p> <span style="color:red">■</span> 全壊    <span style="color:pink">■</span> 半壊  <span style="color:green">■</span> 修繕可    <span style="border:1px solid black; display:inline-block; width:10px; height:10px;"></span> 63条区域                 </p>	<p> <span style="border:1px solid black; display:inline-block; width:10px; height:10px;"></span> 撤去    <span style="color:green">■</span> 修繕可  <span style="border:2px solid yellow; display:inline-block; width:10px; height:10px;"></span> 事業区域                 </p>	<p> <span style="color:green">■</span> 修繕可    <span style="color:darkblue">■</span> 再建住宅  <span style="color:lightblue">■</span> 集会場等    <span style="color:green">⬠</span> 緑地等                 </p>

## 2. 事業スケジュール

市が整備後、分譲する宅地へ住宅を再建する場合、令和7年度秋頃に建築工事に着手いただける予定です。また、災害対策基本法第63条での規制区域が解除され、ライフラインや道路の復旧が完了次第、前倒して現地へ戻っていただける方もいらっしゃいます。



※今後の進捗により変更となる可能性があります。220805-2

### 3. 復興まちづくりのイメージ



- 赤ライン：警戒区域
- 灰色の箱：規制区域外の建物
- 白色の箱：修繕可能な建物
- 青色の箱：再建住宅
- 黄色の土地：宅地
- 緑色の土地：公園など
- 紫色の土地：集会場など